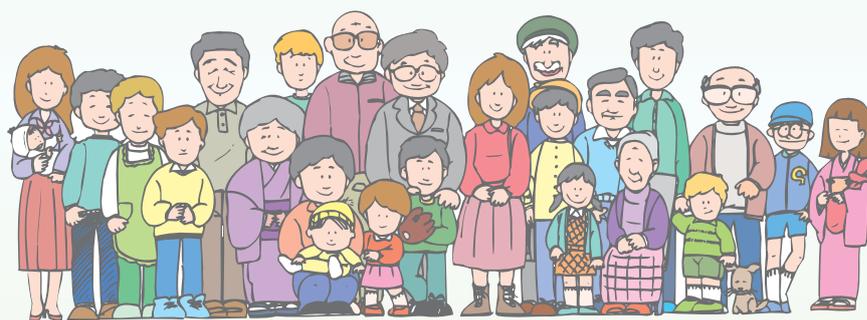


第2次七戸町男女共同参画基本計画

～心豊かで思いやりのある暮らしを目指して～



青森県七戸町

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の背景	1
3. 基本理念	5
4. 計画の性格	5
5. 計画の期間	5
6. 計画の推進体制	5
7. 計画の体系図	6
8. 基本目標及び基本施策	8
【基本目標Ⅰ】 男女共同参画社会に向けた意識づくり	8
基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	9
基本施策2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実	10
【基本目標Ⅱ】 男女共同参画ができる環境づくり	11
基本施策1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	12
基本施策2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	13
基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進	14
基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	15
【基本目標Ⅲ】 健やかで安心して暮らせる生活づくり	16
基本施策1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援	17
基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	18
基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援	19
基本施策4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進	20
付属資料	
1. 担当課事業概要	21
2. 第2次七戸町男女共同参画基本計画策定の経緯	27
3. 七戸町男女共同参画基本計画策定委員名簿	27
4. 男女共同参画社会基本法	28
5. 青森県男女共同参画推進条例	34

1. 計画策定の趣旨

本計画は、平成21年度から平成25年度まで5カ年を計画期間とした「七戸町男女共同参画基本計画」が終了することを受けて策定するものです。

計画策定にあたっては、「七戸町民の男女共同参画に関する意識調査」（平成22年2～3月実施）の結果を考慮しました。

本町では、第1次計画に基づき様々な施策を推進してきましたが、依然として固定的性別役割分担意識やそれらに基づく制度、慣行などが根強く存在し、働く場での男女格差もみられます。また、男女共同参画社会があらゆる人にとって生きやすく暮らしやすい社会であるという認識が十分浸透していないことが、男女が仕事と子育てや介護等の家庭生活、地域生活などにバランスよく関わることを難しくしている一因であると考えられます。

一方、本町を取り巻く社会情勢をみると、少子高齢化が急速に進展するとともに人口減少時代を迎え、個々の生活様式が多様化し、家族に対する考え方や地域との関わり方も変化してきています。

本計画は、男性も女性も互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、基本目標を掲げて町として取り組むべき施策の方向性を定めるものです。

2. 計画の背景

(1) 世界の動き

①国際婦人年

1975（昭和50）年、国連ではこの年を国際婦人年とし、女性の地位向上のため世界的規模の行動を行うことが決定されました。

②女子差別撤廃条約

1979（昭和54）年、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（略称：女子差別撤廃条約）が国連において採択されました。この条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めています。

③婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

1985（昭和60）年、「国連婦人の十年最終年世界会議」では、「西暦2000年に向け

ての婦人の地位向上のための将来戦略」（略称：ナイロビ将来戦略）が採択され、各国政府に具体的な行動計画の策定が求められました。

④第4回世界女性会議

1995（平成7）年、「第4回世界女性会議」が北京で開催され、2000（平成12）年までの国際的な指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

⑤国連特別総会「女性2000年会議」

2000（平成12）年、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

⑥第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」世界閣僚級会合）

2005（平成17）年、第49回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」の評価や見直しをし、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

⑦第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）

2010（平成22）年、第54回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

(2) 国内の動き

①「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」の策定

1975（昭和50）年、総理府内に「婦人問題企画推進本部」を設置しました。

また、1977（昭和52）年には、政府は昭和50年に国連で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性問題解決についての目標を明らかにしました。

②女性差別撤廃条約の批准

1985（昭和60）年、国連が昭和54年に「女性差別撤廃条約」を採択したことに伴い「男女雇用機会均等法」をはじめとする法律や制度を整備し、日本は72番目の批准国となりました。

③新国内行動計画の策定

1987（昭和62）年、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、男女共同参加型社会システムの形成を目指すこととなりました。

④「男女共同参画2000年プラン」の策定

1995（平成7）年、「第4回世界女性会議」で採択された「行動綱領」などを受けて、新たな国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」を策定し、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

⑤「男女共同参画社会基本法」の施行

1999（平成11）年、「男女共同参画社会基本法」を施行し、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関し基本的な方針・理念等を明らかにし、取り組みを総合的かつ計画的に推進することを定めました。

⑥「男女共同参画基本計画」の策定

2000（平成12）年、男女共同参画社会基本法に基づく、「男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画は、男女共同参画にかかる初めての法定計画です。

⑦中央省庁等改革における国内推進体制の整備・機能強化

2001（平成13）年、内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置されるなど、推進体制が整備・機能強化されました。

⑧男女共同参画基本計画（第2次）の策定

2005（平成17）年、男女共同参画基本計画を改定し、「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

⑨国内推進体制の整備

2007（平成19）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、2008（平成20）年には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

⑩男女共同参画基本計画（第3次）の策定

2010（平成22）年、実行性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

(3) 青森県の動き

①「青森県婦人行動計画」の策定

1980（昭和55）年、国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、青森県における女性に係る施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年には、この計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」を策定しました。

②「新青森県婦人行動計画」の策定

1989（平成元）年、青森県婦人行動計画の基本的な考えを継承しつつ、国の新国内行動計画の趣旨を踏まえ、2000（平成12）年に向けて社会環境の変化に対応する「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

③「あおり男女共同参画プラン21」の策定

2000（平成12）年、国において男女共同参画2000年プランが策定されたことや、男女共同参画社会基本法が施行されたこと、また、青森県において新青森県長期総合プランが策定されたことに伴い、「あおり男女共同参画プラン21」を策定しました。

④「青森県男女共同参画推進条例」の制定

2001（平成13）年、国の男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、青森県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑤基本計画としての位置づけ

2002（平成14）年、あおり男女共同参画プラン21の策定後に国の男女共同参画基本計画及び青森県男女共同参画推進条例が制定されたことから、これらの施策の方向性との整合性を検証し、必要に応じた追加作業等を行った上で同プランを改定し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置づけました。

また、2004（平成16）年、「生活創造社会～暮らしやすさのトップランナーをめざして～」を掲げた県の基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県がめざす5つの社会像を実現するための仕組みづくりに位置付けました。

⑥「新あおり男女共同参画プラン21」の策定

2007（平成19）年、県の生活創造推進プラン及び国の男女共同参画基本計画（第2次）との整合性、関係法令の改正等も勘案し、第2次となる基本計画「新あおり男女共同参画プラン21」を策定しました。

⑦「第3次あおり男女共同参画プラン21」の策定

2012（平成24）年、2008（平成20）年に策定された「青森県基本計画未来への挑戦」及び国の第3次男女共同参画基本計画との整合性、関係法令の改正等も勘案し、「第3次あおり男女共同参画プラン21」を策定しました。

(4) 七戸町の動き

①「七戸町男女共同参画基本計画」の策定

2008（平成20）年7月、町民で構成する「七戸町男女共同参画基本計画策定委員会」を設置し、2009（平成21）年3月、第1次の基本計画となる「七戸町男女共同参画基本計画」を策定しました。

②アンケート調査の実施

2010（平成22）年2月、町民の意識やニーズを把握するため、アンケート調査を実施しました。

3. 基本理念

「心豊かで思いやりのある暮らしを目指して」

すべての町民が性別にかかわらず、職場・地域・家庭などあらゆる場面で活躍し、心豊かな生活を送るためには、男女が社会の対等な構成員としてお互いの人権を尊重し、多様な生き方を認め合い、相手を思いやる気持ちが大切です。この基本理念に基づき、町では男女共同参画社会の実現を目指します。

4. 計画の性格

男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として位置づけられ、男女共同参画社会の実現に向けて町が取り組むべき具体的目標と施策を明らかにするものです。

また、男女共同参画社会の形成を推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」や国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「第3次あおもり男女共同参画プラン21」、町の「長期総合計画」との整合性を図ります。

5. 計画の期間

この計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

6. 計画の推進体制

庁内の総合的な推進体制の強化はもとより、行政と町民が相互理解・協力し合い、また、国や県、近隣市町村や関係機関・団体との連携を図りながら計画を推進していきます。

7. 計画の体系図

基本目標	基本施策
I 男女共同参画社会に向けた意識づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
	2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実
II 男女共同参画ができる環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
	2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
	3 農林業、自営業における男女共同参画の促進
	4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
III 健やかで安心して暮らせる生活づくり	1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援
	2 女性に対するあらゆる暴力の根絶
	3 生涯を通じた男女の健康支援
	4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進

施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実 (2) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の推進 (3) 意識調査、実態調査の実施
<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育や教育の場における教育と学習機会の充実 (2) 生涯学習、社会教育における男女共同参画学習の推進 (3) 行政関係職員等の研修機会の充実 (4) 国際的視点に立った男女共同参画の推進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性の人材育成と能力開発(エンパワーメント)支援 (2) 審議会等の委員への女性の参画促進 (3) 女性職員の管理職への登用及び職域の拡大
<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業所における男女の均等な機会と待遇確保の推進 (2) セクシュアル・ハラスメント防止策の推進 (3) 労働条件等に関する情報提供と相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> (1) 家族経営協定の締結促進 (2) 女性の経済的地位と経営能力の向上
<ul style="list-style-type: none"> (1) 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備 (2) 子育て支援策の充実 (3) ひとり親家庭の生活安定と自立への支援 (4) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者・障害者に対する保健福祉の整備 (2) 高齢者・障害者の社会参加の促進 (3) 外国人が安心して生活できる環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性に対する暴力根絶の取組みの推進 (2) 被害者の救済と支援 (3) デートDV等の予防の推進 (4) 性差別につながらない表現の促進
<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実 (2) 心と身体の健康づくりに関する施策の充実 (3) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の理解・普及
<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女が共に責任を担う地域活動の推進 (2) 防災対策分野における女性の参画推進 (3) 環境教育の推進・環境保全活動への支援

8. 基本目標及び基本施策

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機に、男女平等の視点に立った法律や制度は整備されてきています。しかしながら、「男らしさ、女らしさ」といったジェンダー（※）に基づく偏見や固定的性別役割分担意識（※）は、職場・家庭・地域のあらゆる場面に根強く残っています。

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであるとの理解を深め、男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識の解消を図り、男性の家庭生活や地域生活への参画を推進します。

また、幼児期から男女共同参画に関する意識を育むことが必要であり、学校等における教育・学習が重要となっています。

政治・経済・文化など社会のあらゆる分野で地球規模化（グローバル化）が進む中で、男女共同参画にも国際的視点が必要となっています。

※ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

※固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

基本施策1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会（※）を実現するためには、これまでの社会制度や慣行を見直すとともに意識を改革することが必要です。

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識は、女性や男性の行動を制限し、とりわけ女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の障害となっています。

職場・家庭・地域等あらゆる場において、固定的性別役割分担意識や性差別につながるジェンダーに基づく制度や慣行について、広くその見直しを呼びかけていくことが必要です。

これまでの男女共同参画の施策の多くは、社会の中で制約の多い女性を主な対象として進められてきた結果、男女共同参画社会が、男性にとっても重要であることが、男性に十分理解されていない状態です。そのため、男女共同参画社会は女性だけではなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会であるということについて理解を深めることが必要です。また、男性の地域・家庭への参画を促進するため、長時間労働の抑制等働き方の見直しや、固定的性別役割分担意識の解消のための理解・普及を図ることが必要です。

《施策の方向》

- (1) 男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実
- (2) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の推進
- (3) 意識調査・実態調査の実施

※男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

基本施策2 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実

人間の意識や価値観は、幼児期から家庭・学校・地域社会の中で形成されます。人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要です。

また、家庭における親の意識や生活態度、地域社会にあるしきたりなどは、子どもの考えや行動に大きな影響を及ぼします。「男だから、女だから」という性別に基づく固定化された意識を見直し、男女ともに個性を伸ばせるよう配慮が必要です。

国及び青森県における女性問題解決への取り組みは、国連をはじめとする国際的取組に連動する形で進められてきました。本町においても国際規範・国際基準の理解・普及を図ることが大切です。

《施策の方向》

- (1) 保育や教育の場における教育と学習機会の充実
- (2) 生涯学習、社会教育における男女共同参画学習の推進
- (3) 行政関係職員等の研修機会の充実
- (4) 国際的視点に立った男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

近年の多様化する町民のニーズやグローバル化、変化の速い経済、社会に柔軟に対応するためには、様々な方針の立案・決定過程へ多様な町民の意見を反映させ、男女が平等に参画できる機会が与えられる仕組みが必要です。

そのために、政治、職場、地域社会など公的・私的のあらゆる分野への女性の参画が拡大するよう、女性のエンパワーメント（※）支援を推進します。

職業生活において、働く女性が多様な職場に進出し、その地位を確立できるよう、女性自身のキャリアアップ（※）を図るとともに、家事・育児・介護などの家庭責任を男女がともに担うための支援を進めます。

また、農林業や自営業において、重要な役割を果たしている女性が、持てる能力を十分に発揮し、意思決定過程に参画できるように支援します。

従来、女性がその中心的役割を果たしてきた家庭生活に、男性も積極的に参画できるようこれまでの働き方を見直し、職場・家庭・地域において調和のとれた生活（ワーク・ライフ・バランス（※））を送り、一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる環境づくりを進めます。

※女性のエンパワーメント

女性が自らの意志と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。

※キャリアアップ

より高い資格・能力を身につけること。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上さらには社会・経済の活性化に寄与するといわれる。

基本施策1 政策・方針決定過程への参画推進

議会議員や審議会委員、管理職など政策・方針決定過程の女性の参画は男女共同参画社会の実現に向けた社会づくりの根幹をなすものです。

本町における平成25年4月現在の審議会等委員の女性の登用率は21.7%、女性職員の管理職への登用率も5%と少数にとどまっています。

政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、女性自身の参画意欲を高めるとともに、ポジティブ・アクション（※）による積極的な登用を推進し、公募制などの導入を図り多様な町民の意見を反映させる仕組みづくりに努めていく必要があります。

〈施策の方向〉

- (1) 女性の人材育成と能力開発（エンパワーメント）支援
- (2) 審議会等の委員への女性の参画促進
- (3) 女性職員の管理職への登用及び職域の拡大

※ポジティブ・アクション（積極的格差改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

男女共同参画基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。

基本施策2 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場において、国では男女平等のためのトータルな法整備が進められていますが、長時間労働の常態化や男性の育児・介護休業取得率の低さ、管理職など指導的立場に女性が少ない、賃金や昇進などの面での男女の格差など、男女間の格差は解消されていない状況にあります。本町においても、個人の能力に基づいた性別にとらわれない人材の活用とともに、多様な働き方に応じた適正な処遇と労働条件の確保が必要です。

職場におけるセクシュアル・ハラスメント（※）は、人権を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるとともに、事業所にとっても職場秩序や仕事の円滑な遂行が阻害されることから、事業所に対して、職場のセクシュアル・ハラスメントの未然防止の取組みを推進することが必要です。

また、男女が共に働きやすい環境をつくるために、事業者への労働条件の整備に関する情報提供や、労働者の相談体制を推進することも大切です。

〈施策の方向〉

- (1) 事業所における男女の均等な機会と待遇確保の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止策の推進
- (3) 労働条件等に関する情報提供と相談体制の充実

※セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意に反した性的な発言や行動、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、性的な冗談やからかいなど、様々なものが含まれる。セクハラは、性と人格の尊厳を損ない、意欲や能力の発揮を妨げ、良好な人間関係の形成を阻害する行為であることを正しく理解する必要がある。

基本施策3 農林業、自営業における男女共同参画の促進

本町では農林業に従事する女性が多く、実質的な担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、これらの女性の多くは独自の報酬を得ておらず、経営や事業運営の方針決定等も男性中心に行われることが多いなど、女性の果たす役割が十分認識・評価されていない状況にあります。

農林業や自営業は、家族経営が多く、生活と仕事が密接につながっているため、労働時間が長く休日等についても不明確になりがちです。このため、仕事と家庭を両立できるように、適切な労働時間や定期的な休日の確保など就業条件の整備を図ることにより、充実感を持って働ける環境づくりを進めることが大切です。

《施策の方向》

- (1) 家族経営協定（※）の締結促進
- (2) 女性の経済的地位と経営能力の向上

※家族経営協定

家族で取り組む農林漁業経営において、経営方針や役割分担、報酬や休暇等の就業条件、育児や介護等について家族みんなで話し合い取り決めること。

基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

女性が男性とともに職場に参画していくためには、家事・育児・介護といった家庭責任を、男女がともに担わなければなりません。しかし、現実には、男性の家事時間はきわめて短く、家庭責任の多くを女性が担っている状況にあります。

男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性もともに家族としての責任を担うことが重要となっています。

このため、男女がともに家事や育児・介護を分担できるよう、男性の労働時間の短縮や、育児休業や介護休業などを取得しやすい環境をつくる必要があります。

少子高齢化が進み、家族形態が多様化している中、子どもを健やかに育てるためには、多様なニーズに対応した保育サービスを充実するとともに、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実策が求められます。また、放課後、就労等で両親が留守になる家庭の小学校低学年児童の放課後対策の充実も必要です。

〈施策の方向〉

- (1) 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備
- (2) 子育て支援策の充実
- (3) ひとり親家庭の生活安定と自立への支援
- (4) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

基本目標Ⅲ

健やかで安心して暮らせる生活づくり

年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、男女ともに基本的人権を侵害されることなく、安心して充実した生活を送ることができる環境の整備を進めます。

すべての暴力は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。女性に対する暴力は、被害女性に深刻な影響を与えることから、被害者に対する救済・支援体制の整備を充実させなければなりません。

男女が互いに身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境の整備を進めます。そのため、女性が持つ妊娠・出産機能にかかわる健康上の問題に適切な配慮が必要です。

身近な暮らしの場である地域社会において、男女がともに積極的に地域づくりや防災、環境保全等の地域活動に参画し、支え合いながら安心して暮らせる生活づくりを推進します。

基本施策1 高齢者・障害者・外国人等に対する支援

急速な高齢化の進展により、健康や生きがいなど高齢者が安心して暮らせる生活づくりが課題となっています。

とりわけ高齢者の介護については、2000（平成12）年4月に導入された介護保険制度も踏まえ、在宅生活支援策や要介護状態にならないための予防施策を一層充実させることが必要です。

豊かな高齢期を実現するためには、高齢者の社会参画や生涯学習などの機会を充実し、生きがいを持てる条件を整備することが必要です。

また、障害のある人が安心して生活するためには、その障害の程度や経済的な状況等に応じた多様なサービスの提供と、自立を図るための雇用の機会の確保が必要です。

さらに、生活、就労、健康等の様々な相談に応じられるよう、相談援助体制の充実を図ることも大切です。

外国人においては、国際交流・国際協力事業等を通じてお互いの理解を深めるとともに、生活していく上で必要な行政情報や生活情報の提供や相談体制の整備を推進します。

《施策の方向》

- (1) 高齢者・障害者に対する保健福祉の整備
- (2) 高齢者・障害者の社会参加の推進
- (3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、人間としての尊厳を傷つけ、最も深いところで女性の生き方の自由を奪う、最悪の人権侵害といえます。

女性に対する暴力とは、女性に対して身体的・性的・心理的な危害又は苦痛をもたらす行為、そうなるおそれのある行為等であり、ドメスティック・バイオレンス（※）やセクシュアル・ハラスメントなど非常に広い範囲の暴力を含みます。

女性に対するあらゆる暴力を許さないという社会的な認識を徹底させるとともに、被害者に対する救済・支援体制を整備・充実することが必要です。

情報通信の高速化が進む中、メディアによってもたらされる情報が、人々の意識や行動に及ぼす影響はますます大きくなっています。公的機関が発行・制作する刊行物及び広報媒体等についても、性差別につながらない表現や情報提供に努めることが必要です。

《施策の方向》

- (1) 女性に対する暴力根絶の取組みの推進
- (2) 被害者の救済と支援
- (3) デートDV（※）等の予防の推進
- (4) 性差別につながらない表現の促進

※ドメスティック・バイオレンス

パートナーからの暴力をいう。広義では女性、子ども、高齢者、障害者など家族内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的なニーズの剥奪、性的虐待」を指す。単に殴る、蹴るなどの暴力のみならず、威嚇する、無視する、行為を制限するなど心理的に苦痛を与えることも含まれる。

※デートDV

結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことで、親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われるあらゆる種類の暴力のこと。

基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援

男女共同参画を推進するにあたって、男性と女性が、互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境を整えることが必要です。

特に女性特有の身体的特徴である妊娠・出産に関しては、女性の意思が尊重されなければならないという考え方を広めるとともに、避妊や妊娠、不妊などに関する正しい知識や情報の提供、普及に努めなければなりません。そして安心・安全に妊娠・出産できるよう保健・医療体制を充実するとともに、思春期や更年期の健康に関する支援体制を整備し、併せて乳がんや子宮がんなどの女性特有の疾病に係る予防対策の推進を図ることが必要です。

男性においては、全国で毎年3万人を超える自殺者の70%以上が男性で、そのうち全体の約40%が40歳から60歳の中老年男性です。本町では、全国平均、県平均よりも高くとても深刻な問題となっています。これらは、競争社会の中で強いストレスにさらされながら、仕事中心の生き方を強いられている男性が抱える健康問題として、早急に対応することが必要です。

《施策の方向》

- (1) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実
- (2) 心と身体の健康づくりに関する施策の充実
- (3) 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（※）（性と生殖に関する健康と権利）」の理解・普及

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのため身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されることをいう。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で、満足のいく性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つことなどが含まれている。また、思春期や更年期における健康上の問題点等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

基本施策4 地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進

地域社会では、少子高齢化、過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加などの様々な変化が生じています。こうした中で、地域力を高め、持続可能な社会を築いていくためには、そこに住む男女がいろいろな役割をともに担っていくことが不可欠です。

防災の取組を進めるにあたっては、性別に関わりなく持てる能力や男女のニーズの違いを把握し、方針決定過程や現場での女性の参画を促進し、女性の意見や視点を反映させることが必要です。

地球温暖化などの今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が大きな要因となっており、持続可能な低酸素・循環型社会を構築することが課題となっています。その解決のために、環境の分野においても男女共同参画を進めながら、環境に配慮した行動ができる人材の育成を目指した環境教育や環境保全活動への取組を推進します。

〈施策の方向〉

- (1) 男女が共に責任を担う地域活動の推進
- (2) 防災対策分野における女性の参画推進
- (3) 環境教育の推進・環境保全活動への支援

付 属 資 料

1. 担当課事業概要

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

【基本施策1】 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
《施策の方向》

(1) 男女共同参画に関する啓発、広報活動の充実

事業概要	担当課
男女共同参画に関する図書整備・充実	中央公民館 中央図書館 学務課
「七戸町男女共同参画基本計画」パンフレットの作成・配付	企画調整課
男女共同参画週間等における啓発活動の実施	

(2) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の推進

事業概要	担当課
男性にとっての男女共同参画についての啓発活動の推進	企画調整課

(3) 意識調査、実態調査の実施

事業概要	担当課
男女共同参画に関する住民意識調査の実施	企画調整課

【基本施策2】 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実
《施策の方向》

(1) 保育や教育の場における教育と学習機会の充実

事業概要	担当課
小学校において人権教室を開催	町民課
中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験学習（事前学習）の実施	健康福祉課
保育、初等中等教育における男女共同参画の推進	学務課
高等教育機関における男女共同参画の推進	企画調整課

(2) 生涯学習、社会教育における男女共同参画学習の推進

事業概要	担当課
男女共同参画に関する学習機会の充実	生涯学習課

(2) 生涯学習、社会教育における男女共同参画学習の推進

事業概要	担当課
男女共同参画に関する学習機会の充実	生涯学習課

(3) 行政関係職員等の研修機会の充実

事業概要	担当課
町職員に対する男女共同参画に関する研修会等の実施	総務課

(4) 国際的視点に立った男女共同参画の推進

事業概要	担当課
男女共同参画に関する情報提供の機会の充実	企画調整課

基本目標Ⅱ 男女共同参画ができる環境づくり

【基本施策1】 政策・方針決定過程への女性の参画促進

《施策の方向》

(1) 女性の人材育成と能力開発（エンパワーメント）支援

事業概要	担当課
女性リーダー養成のための講座・研修会の充実	企画調整課

(2) 審議会等の委員への女性の参画促進

事業概要	担当課
審議会等委員への女性の積極的な登用	全課
審議会等への女性の登用状況調査の実施	企画調整課

(3) 女性職員の管理職への登用及び職域の拡大

事業概要	担当課
募集・採用・昇任等における男女平等の徹底	総務課 学務課

【基本施策2】 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

《施策の方向》

(1) 事業所における男女の均等な機会と待遇確保の推進

事業概要	担当課
事業所及び就業者に対する男女雇用機会均等法、パートタイム労働法等に関する周知、啓発	商工観光課
県および商工会との連携強化	

(2) セクシュアル・ハラスメント防止策の推進

事業概要	担当課
セクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発	総務課 商工観光課 生涯学習課 学務課

(3) 労働条件等に関する情報提供と相談体制の充実

事業概要	担当課
事業所への就業規則等の整備促進	商工観光課
労働相談窓口の対応力の強化と周知	

【基本施策3】 農林業、自営業における男女共同参画の促進

《施策の方向》

(1) 家族経営協定の締結促進

事業概要	担当課
家族経営協定に関する啓発・促進	農業委員会

(2) 女性の経済的地位と経営能力の向上

事業概要	担当課
女性の起業等の支援（若手女性起業育成講座への参加等）	農林課 商工観光課
技術・経営管理能力の向上の支援（ViC・ウーマン等女性リーダーの育成）	
労働条件の整備	

【基本施策4】 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

《施策の方向》

(1) 仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備

事業概要	担当課
育児・介護休業制度の普及、取得促進	総務課 商工観光課 学務課

(2) 子育て支援策の充実

事業概要	担当課
子育て支援センターの充実	社会生活課
保育サービス充実のための支援	
放課後学童保育事業の充実	
乳幼児・子ども（中学卒業まで）医療費給付事業の実施	
第2子以降の出生祝金の支給	学務課
小中学校における給食費給付事業の実施	
子育て世代の定住支援のための補助金制度の充実	企画調整課

(3) ひとり親家庭の生活安定と自立への支援

事業概要	担当課
技能習得、資格取得に関する情報提供	社会生活課
母子寡婦福祉資金制度の周知・充実	
各種援助事業の整備と福祉サービス等に関する情報提供	
ひとり親家庭に対する相談支援体制の整備・充実	

(4) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

事業概要	担当課
男性の家事・育児への参画意識啓発	健康福祉課
男性の介護への参画意識啓発	

基本目標Ⅲ 健やかで安心して暮らせる生活づくり

【基本施策1】 高齢者・障害者・外国人等に対する支援

《施策の方向》

(1) 高齢者・障害者に対する保健福祉の整備

事業概要	担当課
高齢者・障害者が安心して生活できる情報の提供、生活環境の推進	健康福祉課
包括支援センター機能の充実	
訪問指導による保健・福祉サービスの提供	
施設入所者・通所者の面談による相談指導	
生活支援ハウス運営事業の推進	
精神障害者等への補装具の支給、日常生活用品等の給付による支援	
高齢者・障害者に配慮した地域ぐるみの防災・防犯対策の推進	

(2) 高齢者・障害者の社会参加の促進

事業概要	担当課
福祉活動拠点の確立と整備拡充を図るため町社会福祉協議会の運営・事業支援	社会生活課 健康福祉課
障害者が働くことを通じて社会参加や自己実現ができるよう支援	健康福祉課
高齢者の就業の機会拡充のためシルバー人材センターへの支援	
老人クラブ活動への支援	
高齢者の社会参加機会の提供（寿大学・柏葉大学等）	中央公民館 南公民館

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

事業概要	担当課
外国人の相談案内窓口としての機能の充実	町民課 庶務課
母国語で記載された母子健康手帳の交付と育児相談	健康福祉課
町在住外国人と地域住民との交流の促進	生涯学習課

【基本施策2】女性に対するあらゆる暴力の根絶

《施策の方向》

(1) 女性に対する暴力根絶の取組みの推進

事業概要	担当課
ドメスティック・バイオレンスに関する啓発活動	社会生活課 生涯学習課
関係機関（福祉事務所・児童相談所）との連携強化	社会生活課 健康福祉課

(2) 被害者の救済と支援

事業概要	担当課
相談窓口の整備と周知	社会生活課 健康福祉課
ドメスティック・バイオレンスや児童虐待に関する相談支援体制の充実	

(3) デートDV等の予防の推進

事業概要	担当課
デートDV等の予防啓発	企画調整課

(4) 性差別につながらない表現の促進

事業概要	担当課
行政が作成する広報・刊行物等の表現に対する配慮	全 課

【基本施策3】生涯を通じた男女の健康支援

《施策の方向》

(1) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

事業概要	担当課
国保妊産婦医療費十割給付事業の実施	町 民 課
妊産婦と乳幼児の健康増進のための保健指導と訪問健診等の充実	健康福祉課
妊産婦健康診査費助成事業の実施	

(2) 心と身体の健康づくりに関する施策の充実

事業概要	担当課
生活習慣病予防のための食生活改善を目的とした研修会等の開催	健康福祉課
健康意識づくりのための各種予防接種や健康診査の周知	
こころの健康づくり事業として講演会等の開催や相談体制の充実	
健康づくりに関する講座の実施等学習機会の充実（公民館講座・柏葉大学等）	中央公民館 南公民館

(3) 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の理解・普及

事業概要	担当課
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」に関する意識の啓発	企画調整課

【基本施策4】地域、防災・環境分野における男女共同参画の推進

《施策の方向》

(1) 男女が共に責任を担う地域活動の推進

事業概要	担当課
地域活動への男女共同参画の推進	生涯学習課

(2) 防災対策分野における女性の参画推進

事業概要	担当課
防災対策分野及び被災現場における方針決定過程への女性の参画推進	総務課
男女共同参画の視点を取り入れた防災支援対策の充実	

(3) 環境教育の推進・環境保全活動への支援

事業概要	担当課
清掃活動やリサイクル活動への支援	社会生活課
ゴミのリサイクル推進	

2. 第2次七戸町男女共同参画基本計画策定の経緯

年月	内容
平成25年12月 3日	第1回七戸町男女共同参画基本計画策定委員会
平成25年12月20日	計画策定に係る勉強会 講師：青森公立大学教授 内海 隆 氏
平成26年 2月 5日	第2回七戸町男女共同参画基本計画策定委員会
平成26年 3月11日	第3回七戸町男女共同参画基本計画策定委員会

3. 七戸町男女共同参画基本計画策定委員名簿

役職	氏名	所属等
委員長	船山 義郎	七戸町立鷹山宇一記念美術館長
副委員長	蛭名 桂子	シャイン・Eネット七戸会長
委員	盛田 安和	七戸町社会教育委員
委員	天間 田鶴子	シャイン・Eネット七戸副会長
委員	附田 昌久	七戸町社会教育委員
委員	坂倉 前子	シャイン・Eネット七戸会員
委員	十枝内 聖二	七戸町社会教育委員

任期：平成25年12月3日～平成26年3月31日

4. 男女共同参画社会基本法

平成11年法律第78号
平成11年6月23日公布
改正：平成11年法律第102号
平成11年法律第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

5. 青森県男女共同参画推進条例

青森県条例第50号
平成13年7月4日公布

私たちが目指す21世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行わなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

- 2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支 援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2次七戸町男女共同参画基本計画
～心豊かで思いやりのある暮らしを目指して～

平成26年3月

発行 七戸町 企画調整課

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4
TEL:0176-68-2940 (直通) FAX:0176-68-2804
ホームページ <http://www.town.shichinohe.lg.jp/>